

第2章 環境政策

第1節 杉戸町環境基本計画の概要

1. 杉戸町が目指す環境像

「杉戸町環境基本計画」(以下「基本計画」という。)は、杉戸町環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため町民の参加を得て、平成14年3月に策定したものです。

今日の便利で物質的に豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生活スタイルに支えられています。こうした生活スタイルが、地球環境問題などをはじめとした多くの環境問題に影響を与えており、住民一人ひとりが環境問題の被害者であると同時に加害者でもあることを認識し、環境問題解決への行動を起こして行かなければなりません。

こうした環境問題の現状認識と課題を踏まえ、現在の環境を改善し、自然と共生した持続可能な社会を築くため、基本計画では長期的な目標として、20年後の「環境の将来像」5つを次のとおり定めました。

将来の環境像

～良好な環境を持続しながら発展しているまち～

自然と共生し、地域特性を活かし本町らしさのある良好な環境を将来の世代に受け継いでいけるよう、持続可能な発展が実現されています

～生きものの多様性を育む豊かな自然のあるまち～

身近な水辺・農地・野原・雑木林などの自然・生態系が保全され、自然環境とのふれあいを促進し、人々と水やみどりが豊かな自然が共生するまちとなっています

～健康で安全に生活できるまち～

人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などを抑止するとともに、より良い生活環境が確保されています

～資源の無駄づかいをやめ、地球環境の保全に寄与するまち～

環境への負荷を少なくするために、資源の循環やエネルギーの有効利用を進め、地球環境の保全に貢献しています

～快適に、そして心豊かに暮らせるまち～

町の静けさの確保、良好な景観の保全・形成、歴史や文化の保全・継承、美しくそして歴史ある街並みとの共存が図られた、人々にうるおいや安らぎをもたらすやさしいまちとなっています

2.環境の目的と目標

「環境の将来像」に掲げた長期的な目標を実現していくための、10の「環境の項目と環境の目標」を下記のように決めました。

環境の項目	環境の目標
(1)自然環境	多彩な自然に感動し 人々がふれあい生きるまち
(2)食料・農業・農村	農の大切さを理解し 環境にやさしい農業を育てるまち
(3)水環境	子供たちが水遊びする 美しい水環境と生きるまち
(4)ごみとリサイクル	大量消費をやめ最終処分場のいらない クリーンな循環型社会を目指すまち
(5)有害化学物質	思いっきり深呼吸できる 空気の美味しいまち
(6)エネルギーと地球温暖化	エネルギーを大切にし 自然エネルギーを積極的に利用するまち
(7)交通システム	徒歩や自転車で 快適に通勤・通学・買い物ができるまち
(8)魅力あふれる景観・ 心地よい暮らし	杉戸宿の風情とやさしさに出会えるまち
(9)情報提供・環境教育・ パートナーシップ	住民一人ひとりが 環境を思いやって行動するまち
(10)広域的視点からみた環境	環境について 地球規模で考え行動するまち

3. 目標実現に向けた具体的な取組み

将来目指すべき環境のイメージとして、10の環境の項目ごとに、環境の目標を定め、その目標実現に向けて、住民、事業者、町が行う取組みの方針について次のように示しています。

(1) 自然環境

～ 多彩な自然に感動し 人々がふれあい生きるまち～
緑と水の回廊づくり
ホタルやメダカなどの生息空間の保全・再生
生活や身近な拠点でのピオトープづくり

(2) 食料・農業・農村

～ 農の大切さを理解し 環境にやさしい農業を育てるまち～
安全で安心な新鮮農作物が食卓に直結するまちづくり
農業に親しみ、地域農業を育てるまちづくり
農村景観と調和したまちづくり

(3) 水環境

～ 子ども達が水遊びする 美しい水環境と生きるまち～
排水をきれいに
子ども達が水遊びできる水辺づくり
雨水を貯めて再利用

(4) ごみとリサイクル

～ 大量消費をやめ 最終処分場のいらない クリーンな循環型社会を目指すまち～
ごみの発生抑制
リユース・リサイクルの推進
ごみの適正処理

(5) 有害化学物質

～ 思いっきり深呼吸できる 空気の美味しいまち～
きれいで安心な空気のまちづくり
有害化学物質のないまちづくり

(6) エネルギーと地球温暖化

～ エネルギーを大切にし 自然エネルギーを積極的に利用するまち～
エネルギーを大切にする
新エネルギーの活用
地球温暖化対策の推進

(7)交通システム

- ～ 徒歩や自転車で 快適に通勤・通学・買い物ができるまち～
- 自動車の利用を抑制して公共交通・自転車の利用へ
- ユニバーサルデザインの道路整備
- 大気汚染、騒音・振動などの交通公害の解消

(8)魅力あふれる景観・心地よい暮らし

- ～ 杉戸宿の風情とやさしさに出会えるまち～
- 杉戸らしさ・まちの記憶を残す
- 好ましい街並み・景観づくり
- 身近な緑化と緑を守る仕組みづくり
- 快適に生活できるまちづくり

(9)情報提供・環境教育・パートナーシップ

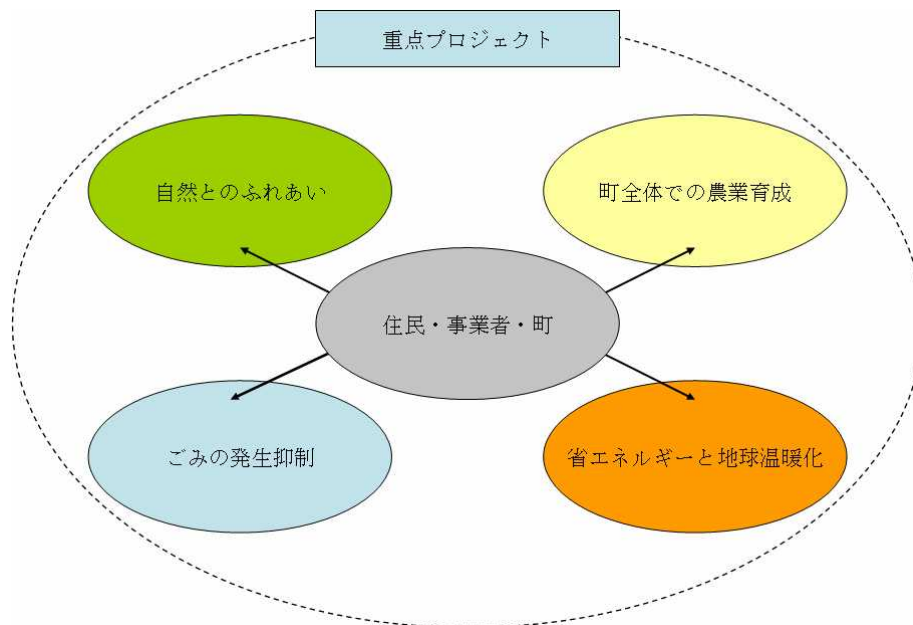
- ～ 住民一人ひとりが 環境を思いやって行動するまち～
- 情報を共有する
- 環境問題について話し合い、お互いに啓発し合う
- パートナーシップで取り組む

(10)広域的視点から見た環境

- ～ 環境について 地球規模で考え行動するまち～
- 県、河川流域、近隣市町レベルで環境を考える
- 地球規模で環境を考える

4.重点プロジェクト

「目標実現に向けた具体的な取り組み」のうち、重点プロジェクトとして推進すべき事項を以下の4 事項として設定しています。



5.基本計画の推進及び点検

計画を着実に実行に移し、その進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組みにフィードバックさせていきます。

(1)基本計画の推進・進行管理組織

この基本計画では、住民・事業者の組織と行政庁内組織、環境審議会がそれぞれ主体的取組みを進めます。

住民事業者の組織

住民・事業者の自主的組織のうち、計画の点検・評価を行う組織については、現在は組織されていない状況です。

行政の組織

庁内の横断的組織については、環境の保全と創造に係る施策を推進する組織として環境管理委員会を設け、環境基本計画、環境保全率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)の進行管理を行います。この組織は、ISO14001 環境マネジメントシステムの推進組織としても活動します。

環境審議会

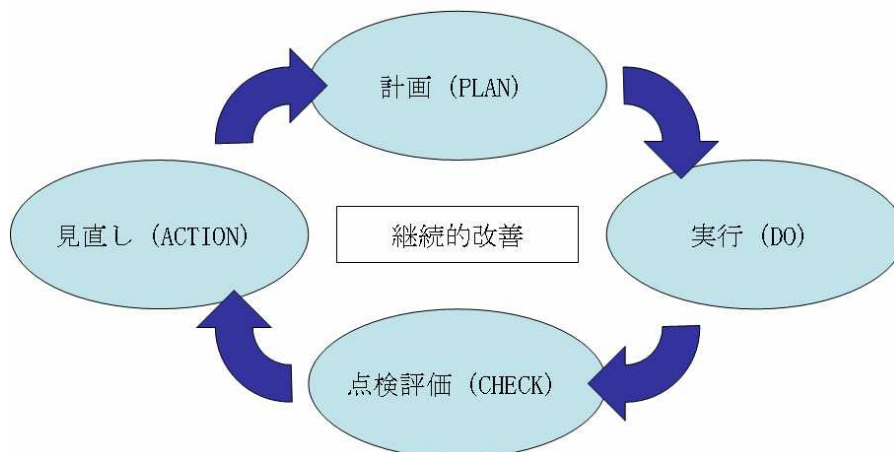
町長からの諮問に応じ、環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議します。また、町の環境施策の推進に関して助言や提言をすることができる組織として活動します。環境審議会は、平成 14 年度に設置されています。

(2)計画の進行管理

計画を実効性あるものとしていくためには、計画に書かれていることを着実に実行に移し、その進捗状況や成果を点検・評価し、それを次の取組みにフィードバックしていくことが重要です。そこで、町では ISO14001 環境マネジメントシステムを活用し、計画の進行管理を行うこととし、平成 16 年 3 月に認証を取得しました。

PDCA サイクルを繰り返すことによって、継続的に改善し、環境目標を達成していくものです。(下図参照)

PDCAサイクル (計画の進行管理)



第2節 杉戸町環境保全率先実行計画（地球温暖化対策実行計画）の概要

1. 地球温暖化への取り組み

「杉戸町環境保全率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)」(以下「実行計画」という。)は、平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき策定されたものです。

2. 実行計画の基本的事項

(1) 計画の目的

杉戸町役場は、職員数や事務・事業量等からみて町内では、規模の大きな事業者であり消費者です。そのため、町自らが、町内の一つの事業者・消費者として地球温暖化対策をはじめとした環境保全の取り組みを進めるとともに、事務事業のあり方を示し、町民や事業者を先導していくことが求められています。

このことを踏まえ、以下の3点を主な目的とします。

町の事務事業の実施にあたって、温室効果ガスの排出抑制に努め、地球温暖化防止に寄与する。

町役場を一つの事業者・消費者として、自ら環境保全の取り組みを進める。

町民、事業者の自主的・積極的な取り組みの推進を図る。

(2) 計画の期間と対象

平成15年度より5年間を計画の期間とし、目標年次を平成19年度とする計画です。また対象とする温室効果ガスは、下記に示す6種類とします。

対象とする温室効果ガス

ガスの種類	地球温暖化係数	主な発生源
二酸化炭素(CO2)	1	化石燃料の燃焼、電気の使用
メタン(CH4)	21	化石燃料の燃焼、家畜の糞尿
一酸化二窒素(N2O)	310	化石燃料の焼却、麻酔剤の使用
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,300(HFC-134a)	冷蔵庫、エアコン等の冷媒使用・廃棄
パーフルオロカーボン(PFC)	6,500(PFC-14)	半導体エッチングガスの使用
六フッ化イオウ(SF6)	23,900	半導体エッチングガスの使用

地球温暖化係数：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものを示す。

(3) 計画の目標

町の事務事業のうち、オフィス活動に伴って発生する温室効果ガスの総排出量に関する平成19年度の削減目標を、平成13年度比で6%削減としています。

3. 実行計画の推進と点検・評価

計画の実効性を高め、目標を達成するために、以下に示す体制のもと計画を継続的かつ効果的に推進し、点検・評価及び計画の見直しを行っていきます。

(1) 推進体制

計画の推進は、環境管理委員会を中心とした庁内組織により実施します。具体的には、各課の課長（環境保全責任者）や主幹（環境保全担当者）によって取組みが進められます。

計画の点検、評価、見直しについては、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルに基づき推進していきます。

(2) 具体的な取組み

計画を実効性ある全庁的なものとして推進していくためには、職員一人ひとりが計画の目的や内容を理解し、環境保全のために積極的・自主的に取り組むことが必要です。そこで、全職員に関係する主な項目を 30 抽出し「共通取組 30」として取り組むこととしました。

共通取組 30 は、下記に示したとおりです。

『共通取組 30』（全職員に共通して関係する主な取組内容）

大項目	小項目	取組の内容	
エネルギーの有効利用	1 照明の使用	取組 1	断続的に使用する箇所（トイレ、湯沸室、会議室、等）の照明は、使用の都度点灯する。
		取組 2	日中に自然光により業務上差し支えない程度に採光できる場合は、こまめに照明を消灯する。
		取組 3	昼休み時間や残業時には、不必要な照明を消灯する。また、ノ－残業デーを徹底するとともに、できる限り休日出勤をしないように努める。
	2 電気の使用	取組 4	冷暖房を使用する際には、室温は冷房 28 以上、暖房 19 以下に設定する。
		取組 5	冷暖房効果を高めるため、冷暖房中の不必要な窓・扉の開閉を控えるとともに、夏季にはブラインド等による日射調整、冬季には自然採光等を積極的に行う。
		取組 6	電気ポットやコーヒーマーカー等の使用を控え、給湯器の湯を使用するよう努める。
		取組 7	OA 機器は原則として昼休みに電源を切るなど、電気機器の不使用时にはこまめに電源を切る。
	3 熱源の使用	取組 8	ガス冷暖房を使用する際には、温度は冷房 28 以上、暖房 19 以下に設定する。
		取組 9	ガスコンロや湯沸かし器を使用する際は、沸かしすぎの防止、ガス使用後の元栓締めを徹底する。

大項目	小項目	取組の内容	
自動車燃料の使用抑制	1 公用車の使用	取組 10	近距離の移動については、徒歩または自転車でいい、遠距離の移動についても、できるかぎりバス、電車等の公共交通機関を利用する。
		取組 11	公用車の利用に際しては、低公害車を優先的に利用する。
		取組 12	用務を調整し、公用車の相乗りに努める。
		取組 13	毎週または毎月ノーマーカーデーを設け、通勤での自家用車及び公務での公用車の使用を自粛する。
		取組 14	アイドリング・ストップ、急発進・急加速・急ブレーキの抑制、不用物の不積載、冷暖房温度の適正化等、経済運転を徹底する。
		取組 15	タイヤの空気圧調整、摩耗状態や黒煙排出状況の点検等、車両整備を徹底する。
資源の有効利用 ごみの発生抑制とリサイクル	1 用紙の使用	取組 16	両面印刷、両面コピーを徹底する。
		取組 17	片面使用済み用紙の裏面使用を促進する(使用済み用紙の回収箱の設置、コピー機・プリンタ機の専用トレイの設定)。
		取組 18	報告書、広報紙、パンフレット等の印刷物は、必要最小限の部数に留め、原則古紙配合率70%以上の再生紙を用いる。
		取組 19	不要になったポスターやカレンダー等を名刺の台紙として使用するなど、その有効利用を図る。
		取組 20	作成する印刷物に、Rマーク、古紙配合率、白色度を明記する。
		取組 21	会議、打合せ等の資料は、簡素化・縮小化を図り、極力部数・枚数を抑えるよう工夫する。
		取組 22	ファイリングシステムの徹底、庁内LANや電子メールの活用等(ペーパーレス)により、資料・情報の共有化を図る。
	2 ごみの発生抑制・リサイクル・適正処理	取組 23	長期的に反復使用可能な事務物品については、消耗部分の交換や故障部分の修理により、長期使用、繰り返し使用、再使用を心がける。
		取組 24	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、布、紙、有害ごみの分別収集とリサイクルの徹底・拡大を行う。
		取組 25	小中学校をはじめ生ごみ発生量が多い施設において、生ごみのコンポスト化を促進する。
	3 事務物品の購入	取組 26	使い捨て容器に入った弁当、または紙コップ、紙皿、ペーパータオル等の使い捨て商品の購入・使用を控える。
		取組 27	簡易包装された商品や、リサイクルシステムが確立している包装の商品を購入する。

大項目	小項目	取組の内容	
水の有効利用	1 水の使用	取組 28	日常的に節水を励行する。また、水を良く使う場所に節水ポスターやステッカーを貼り、節水意識を高揚する。
		取組 29	公用車の洗車回数の見直しやバケツ利用による洗車等、洗車方法を改善する。
	2 健全な水循環	取組 30	コップや食器等の汚れが少なければ水洗いだけで済みますなど、洗剤の使用量をできる限り抑える。

(3)グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

平成 13 年 4 月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されたことを受け、町では、環境保全率先実行計画にこれらの取組を「グリーン購入ガイドライン」として位置付けました。また、ISO14001 環境マネジメントシステムの取組の中で、さらに実効性ある形として「杉戸町グリーン購入指針」を設けました。

重点的な環境物品の種類等については、「グリーン購入指針」の中で別に定めていますが、環境保全率先実行計画の中で定めた「グリーン購入ガイドライン」の中で示した対象品目は、下記のとおりです。

事務用紙製品

品目	購入	その他留意事項
コピー用紙 プリンタ用紙	・古紙配合率 100% ・白色度 70%以下	・(使用時)原則として両面コピー ・(使用時)裏面の使用
フォーム用紙	・古紙配合率 70%以上 ・白色度 70%以下	
封筒(白・色付)	・古紙配合率 70%以上	・R マーク(古紙配合率・白色度)の表示
封筒(茶・クラフト)	・古紙配合率 100%	
ノート	・古紙配合率 70%以上	

「古紙配合率」とは、バージン（原料）パルプに占める古紙パルプの割合（％）。つまり、数字が高いほど、古紙パルプの配合が多いので環境にとって望ましい。一方、「白色度」とは、紙の白さを表す指標で、酸化マグネシウム標準白板における反射量を 100 にしたときの紙の反射量の割合（％）。数字が低いほど、紙の白さは低下するが、薬剤使用量も低くなるので環境にとって望ましい。

紙製事務物品

品目	購入	その他留意事項
紙製ファイル (フラットファイル)	・古紙配合率 70%以上	・(廃棄時)金具を取り除き、古紙リサイクルを行う
文書保存箱 (ファイルボックス)	・古紙配合率 70%以上	・(廃棄時)古紙リサイクルを行う

印刷物

品目	購入	その他留意事項
報告書	・古紙配合率 70%以上 ・白色度 70%以下(本文) ・表面塗工の少ないもの	・発注部数の作りすぎに配慮 ・R マーク(古紙配合率・白色度)の表示 ・(廃棄時)古紙リサイクルを行う
広報紙	・古紙配合率 70%以上 ・白色度 70%以下(本文)	
パンフレット	・古紙配合率 70%以上 ・できる限り低白色度 ・できる限りフィルム加工なし	
ちらし	・古紙配合率 70%以上	

衛生物品

品目	購入	その他留意事項
トイレトペーパー	・古紙配合率 100% ・できる限り芯のないもの	
ティッシュペーパー	・できる限り古紙配合率 100% ・漂白剤をあまり使用していないもの	
ポケットティッシュ	・できる限り古紙配合率 100%	
ペーパータオル	・できる限り古紙配合率 100%	

第3節 ISO14001

1. ISO14001 の概要

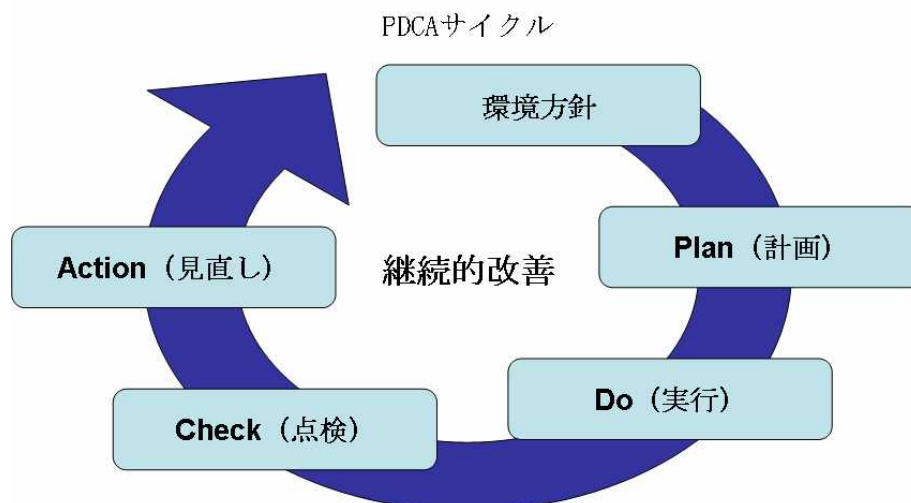
ISO14001 は、「国際標準化機構 (International Organization for Standardization)」という機関が定めた「環境マネジメントシステム」に関する国際規格です。

ISO14001 の認証取得を目指す組織は、まず、この環境マネジメントシステムと呼ばれる「組織の環境面を管理するための仕組み (ルール)」を構築し、「Plan 計画」「Do 実行」「Check 点検」「Action 見直し」のサイクルに基づき環境改善・環境保全の活動を行います。

さらに、外部の審査登録機関により行われる審査によって、「構築したシステム (ルール) が ISO の規格に適合していること」、「組織の活動がシステムに基き適正に行われていること」が認められることによって認証取得を達成することができます。

組織が ISO14001 を認証取得するメリットとして以下のものが挙げられます。

- 地球環境への効果 (環境保全率先実行計画の推進、グリーン購入の推進等)
 - ・庁内での電気やガソリン等の燃料の消費削減。紙や建築資材等の資源の消費削減。
 - ・再生紙や低公害車等、環境への負荷が少ない製品に置き換える率先行動。
 - ・環境関連計画 (環境保全率先実行計画等) に掲げる施策、目標の具体的な進捗管理。
- 役場内部での効果 (環境基本計画の推進、行政改革の推進)
 - ・環境施策全般に対する職員意識の向上。
 - ・プログラム策定作業により、業務の作業手順や根拠法令の文書化、マニュアル化。
 - ・全庁的な組織体制、責任体制の構築。
 - ・システム構築により、体制及び責任が明確化。
 - ・PDCAサイクルを繰り返す事により、より良い行政サービス提供。
 - ・外部機関による審査
- 住民や事業者に対する効果
 - ・町が率先して環境保全活動
 - ・町民や事業者等に対する普及啓発。
 - ・マネジメントシステム運用のノウハウを会得。



2. 認証取得に向けた取組

杉戸町役場では、平成 15 年 6 月議会における町長の「キックオフ宣言」を皮切りに、役場庁舎を対象にした、ISO14001 の認証取得に向け取組を開始しました。

初期段階に行われた環境調査を踏まえ、町役場の環境活動の方向性を示した「杉戸町環境方針」、環境改善・環境保全を進めるための「実施計画（プログラム）」、また ISO14001 の規格に適合した環境活動を行うための「ルール（マニュアル）」といった関連文書が策定され、同年 12 月に「杉戸町環境マネジメントシステム」の運用を開始しました。

また、全職員を対象とした研修を行い、環境活動の重要性、自治体が ISO に取り組む意義、及び、自治体職員としての役割・責任などの周知徹底を図りました。

以上の取組を踏まえ、平成 16 年 1 月・2 月に行われた審査登録機関による認証登録審査を無事終了し、平成 16 年 3 月 9 日に ISO14001 の認証を取得しました。

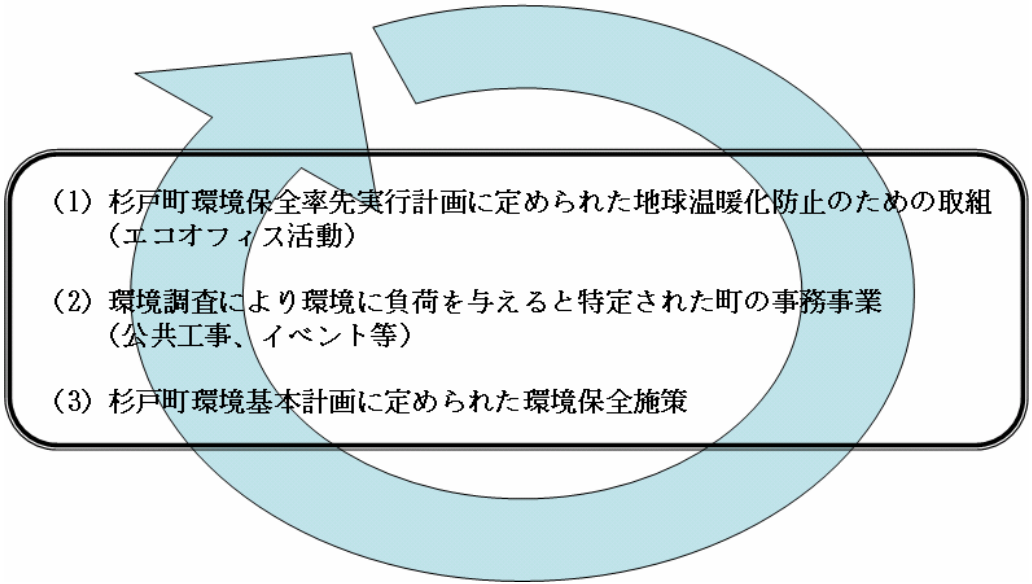
3. システムの対象となるもの

環境マネジメントシステムとは、組織が環境活動を効率的・効果的に行うための手順や工程を定めた仕組みであり、それ自体が環境を良くするものではありません。

従って、その仕組みが「何」を対象とし、いかに効果的に運用されるかが重要となります。

杉戸町役場では、以下に掲げる施策及び事業を対象に環境マネジメントシステムを運用し、町の環境改善・環境保全を進めていきます。

環境マネジメントシステムの管理対象

- 
- (1) 杉戸町環境保全率先実行計画に定められた地球温暖化防止のための取組（エコオフィス活動）
 - (2) 環境調査により環境に負荷を与えると特定された町の事務事業（公共工事、イベント等）
 - (3) 杉戸町環境基本計画に定められた環境保全施策

4.取組実績（平成17年度）

環境基本計画に掲載された施策は、208項目(うちISOサイト外の施策23項目)があります。そこで、平成16年度末、重点管理施策の検討を行い、平成17年度は「目的目標プログラム」として「17項目」を選定し、それぞれ進捗管理を行いました。

平成17年度は、運用対象を絞り込んだ事で、より深く詳細な進捗管理が可能になり、目標に現実性を、目標到達に可能性を持たせることが出来ました。

また、ISOという取組によって職員全体の環境に対する意識が促進され、庁舎内における節電・用紙の節約などの配慮が徹底されるようになる等、一定の成果を上げています。

なお、主な項目に関する平成17年度の実績を下記に示します。

(1) エコオフィスに関するもの（電力・ガス・ガソリン・用紙・水）

項目	基準値 (平成13年度)	環境目的 (目標削減率)	平成17年度 目標値	平成17年度 実績値
電力の使用量 (kWh)	509,580	479,005 (-6%)	479,005 (-6%)	436,296 (-8.11%)
LPガスの使用量 (m ³)	9,135	8,860 (-3%)	8,860 (-3%)	7,199 (-21.19%)
ガソリンの使用量 (リットル)	31,139	29,270 (-6%)	29,270 (-6%)	27,250 (-12.49%)
用紙の使用量 (枚)	5,107,500	4,596,750 (-10%)	4,569,750 (-10%)	3,673,672 (-28.07%)
水の使用量 (m ³)	3,351	3,015 (-10%)	3,015 (-10%)	2,859 (-13.76%)
可燃ごみの排出量 (kg)	8,323 (平成16年度)	7,823 (-6%)	8,156 (-2%)	7,796 (-6.33%)

(2) 環境基本計画に掲げられた施策

環境基本計画に掲げられている施策については、計画策定及び実施に相応の時間を必要とすることから、現状では具体的な成果を生じてはいません。

しかしながら、重点管理施策検討により、各課の施策の現況を見つめ直すこともできました。この施策検討により、EMS管理外施策に関しては、組織や予算的な問題もあり、一朝一夕には改善できないものも多い点、そして、中・長期的なスパンで進めていく必要がある点等が明確になりました。

平成18年度は、前年度の状況を踏まえ、活動が具体的な成果に結びつくように計画を立て実施することに努めます。また、杉戸町のISOを庁舎内だけのものにせず、住民・事業者への率先垂範となるように、EMSの推進に努めます。